

2014年10月9日

鳥取市長 深沢 義彦様

位置条例案否決の結果を受けての申し入れ

市庁舎新築移転を問う市民の会 会長 八村 輝夫

貴下、ますますご清栄のことと存じます。

さて、10月6日の9月議会最終日には、「市庁舎新築移転」に必要な「位置条例案」が否決されました。

約4年前、竹内前市長が突如「市庁舎新築移転」の方針を打ち出されて以来、その是非を巡って、鳥取市を二分する激しい論争がおこなわれてきました。

この経過を踏まえながら、貴職は、勇気をもって位置条例案を議会に上程されました。申すまでもなく地方自治法に定める位置条例の2/3条項は、国会における憲法改正の発議に匹敵する地方自治体での最重要事項です。そして、議会に上程されたということは、可否いずれであろうとこれに従うことが前提でなければなりません。これは民主主義のいろはであります。

ところが新聞報道によりますと貴職は、「新築移転は最善の選択。断念しない」（10月7日付日本海新聞）と述べられたと聞きますが、これは民主主義の原則に反し、議会の決定を冒瀆するものであり、自治体の長としては不適切な発言というべきではないでしょうか。

今日まで長きにわたって議論を続けてきた今任期中の議員が一定の方向を示した今こそ、貴職はこの結論を真摯に受け止め、自治体の長として自らの判断と責任において市民が合意できる方向を提示し理解を求めることが至当と考えます。

11月に行われる市議会議員選挙の結果を待って、改めて検討をすることも法的には可能かもしれませんが、しかし、市民にとっては一事不再議の持つ意味を妥当とする心情は当然なことであり、たとえ新しい市議会でも短期間の議論がなされようとも、再度位置条例案が上程されるならば「なぜそこまでして新築移転にこだわるのか」という疑惑が再び浮上してくる結果となります。

今任期中の議会は、議会がいかにか市民とかけ離れた議論を繰り返しているかを、市民の前にまざまざと見せつけるものでした。その結果、市民の中に議会不信、政治不信の声が渦巻いています。

貴職が、いたずらに結論を先送りして、新しく選出された議員に再びこの問題を丸投げするような事態を招くならば、今、鳥取市に生まれている議員間の対立、市民の間の意識のずれ、そして行政と市民の間の不信感など不幸な混迷と対立を増幅することになることを恐れます。

今こそ、新たに市長の任に就かれた貴職にとって、鳥取市のこの状況を打開し、自治基本条例に示された「参画と協働」による生き生きした街づくりを構築する絶好のチャンスではありませんか。

勇気と英断を以て「市民の誰もが納得できる庁舎整備の方向」を自らの責任で提起し、公約で述べられたように「わかりやすく市民に説明」して、自らの手と足で新生鳥取市を切り開く努力をしていただきますよう申し入れます。

そうした状況が生まれた暁には、私たちもこれまでのわだかまりをすべて擲って、素晴らしい鳥取市政実現のため文字通り「参画と協働」の精神にそって力を尽くすことをお約束いたします。

以上